条

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改 正する。

第三条第十七号中「第百三十三号」 を「第百二十八号」に改める。

を「、 に改める。 別表危機管理防災 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」 部の項第四十号中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」

別表保健医療部の項第九十号を次のように改める。

に対する審査	業の登録の申請	輸入業又は販売	は劇物の製造業、	に基づく毒物又	条第二項の規定	三百三号)第四	二十五年法律第	物取締法(昭和	九十 毒物及び劇
		請手数料	の登録申	物販売業	は毒物劇	輸入業又	毒物劇物	製造業、	毒物劇物
							ロ 毒物劇物販売業に係	係る登録	イ 毒物劇物製造業又は
						一万五千四百円	体る登録	二万八千四百円	は毒物劇物輸入業に

うに改める。 別表保健医療部 \mathcal{O} 項中第九 + 一号及び第九十二号を削 り、 第九十三号を次のよ

業の登録の更新	輸入業又は販売	は劇物の製造業、	に基づく毒物又	条第三項の規定	劇物取締法第四	九十一 毒物及び
の登録更	物販売業	は毒物劇	輸入業又	毒物劇物	製造業、	毒物劇物
			六千八百円	ロ 毒物劇物販売業に係る登録の更新	係る登録の更新 一万六百円	イ 毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業に

製造業、 料 業、 百三十二号 登 に 九 兀 毒 令」 録変 劇 係 九 り 及 别 物 造業、 百 を に U 表 更申 改 劇 円 同 入 \mathcal{O} 保 لح 第 申 第 劇 項 業 下 め 物 九 請 輸 物 健 入 まで に 第 毒 又 業 製 + 請 項 入 取 医 造業、 改 九 物 は 業 手 限 同 第 八 \mathcal{O} に 締 療 百三十 号を を五 販売 号を 数 登 録 8 + 劇物 又 る。 お 法 (昭 部 五. は 料 V 施 \mathcal{O} 号ず 号と 和 輸 業 同 毒物 第 変 同 販 て 行 項 三十 項第九 五号 入 売 更申 \sqsubseteq 準 号 九 に 令 第 十三号 業又 に、 第三 劇物 業 用 を 改 九 0 を 年 -請手 \Diamond 削 す + カコ 同 政 に、 6 項 同 は 十四号と 輸 る +兀 り 令 غ 数 第 第 上 項 毒 毒 同 同 六 号 入業又は 第二百六十 号を同 げ 中 百 百 物 物 料 法 条 及 毒物 第 劇物 劇 製 第 \mathcal{O} 八 び ++同 百 物 Ļ 同 を 剤 兀 七 第 項 毒 劇 項 項 製 七 _ 販 条 第 九 八 販 号ま 号と 第百三十三号中 号 第 第 毒物 造業者等 第二 売 売 同 物 物 + 業 業 項 劇 九 を 販 九 項 五. 号) でを五 第百 売 十二号 第三 第 登 物 項」 L \mathcal{O} 劇 販売業 業登録 九 登 録票再交付手 物 九 を _ 号中 号中 +録 製造 号 に 同 に 削 を 六号 票再 号 と 係 項 改 1) 加 中第百 の登録 票書換 ず 業 る毒 \emptyset を ヮ え、 毒 交付 とし 9 六 又 同 繰 販 物 毒 物 同 は 項 三十四 千三百 売業」 手 数 票 え り 及 項 毒 劇 物 第 \mathcal{O} 数料」 第百二 交付 料 上 書換え交付 び 中 物 物 製 及 九 販 げ 第 劇 製 剤 び 劇 売 造業 号を 円 を 手 物 物 六 る を 業」 九 劇 に 数 号 造 σ 取 +物 号 毒 業 を か 改 料 締 七 又 中 取 な 入 8 製 物 号 百 5 手 法 は 者 六 浩 第 劇 数 施 \mathcal{O}

别 表 農 林 部 \mathcal{O} 項 第三十三号 中 豚 コ V ラ を 豚 熱 に 改 8 る

を 及 同 同 に 項第百 加え び 定 別 **知** 第百 \otimes 表 事 る 都 \mathcal{O} が 市 号 同 十 建 及び を て 七 别 五. 整 築 加 次 号 号 物 備 口 に 第 え を 金 定 に 部 \mathcal{O} 1 (3)ょ 百二十三号 同 額 \emptyset \mathcal{O} 0 欄 項 う る 12 \mathcal{O} 11 第百 **知** に お ては ŧ と 加 \mathcal{O} 口 V 事 十三号 中 を え L 7 が に 除 同 共 別 r. お 場 同 同 に 合 金 住 11 定 第百 宅 額 T イ \otimes 0) 同 中 \mathcal{O} \mathcal{O} る算定方 ľ 1十五号 を 加 共用 欄 下 場 に イ 合 え 部 (3) \neg _ 口 分 法 (3) \mathcal{O} 中 を \mathcal{O} 1 同 によっ (2)に 床 削 下 12 お 合 に 面 り 口 計 掲 (3)積 11 \neg て算定し 中 を 同 げる場合を除く。 T 除 欄 同 \mathcal{O} イ U. 共 (1)下 1 に掲 同 を た 住宅」 同 (\Box) \neg ŧ げる場合 カュ \mathcal{O} を 5 知 口 を (六) لح 加 \mathcal{O} 事 1 え、 ま 下 が に で 别

イ 規 定 す 定 建 る す 築 建 る 物 築 他 \mathcal{O} 物 \mathcal{O} 工 建 ネ エ 築物 ネ ル ギ ル ギ 消 0 消 11 費 費 て 性 性 能 能 当 \mathcal{O} 該 向 向 建 上 上 計 築 に 物 関 画 が が す 記 同 る 法 載 法 さ 律 第三十条 第 れ た 同 第 条第 九 条 項 _ 第 三項 項 \mathcal{O} 12 認 定 規 に

又 は 同 法第三十一条第一 項 0 変 更の 認定を受けたことを示す書類が 提

され た場合

(1) は 第十三条第二項 建 築物 \mathcal{O} 工 ネ ル \mathcal{O} ギ 規 定 消 12 費 性 ょ る場合 能 \mathcal{O} 向 上 に 関 す る 法 律 第十二条第 _ 項 又

 $\left(\longrightarrow \right)$ メ を 1 床 面積 未 以 \mathcal{O} 満 下こ 合 \mathcal{O} 計 の号及 ŧ 知 事 U が 別 第百二十三号に に 定め る 算定 おい 方法 て に 同 ょ ľ, 0 が三百平方 L 万 た 千 円

て

算

定

(____) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計が三百平方 メ ル 以上二千平 方 X ル 未満 \mathcal{O}

 (\equiv) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二千 平方 メ ル 以上 五. 平 方 メ ル 未満 三万千 \mathcal{O} ŧ

 \mathcal{O}

(四) \mathcal{O} 床 面 \mathcal{O} 合 計 が 五. 千 平方 メ 1 ル 以 上 ___ 万 平 方 メ ル未満 九 万 四千 \mathcal{O} b 円

(Ti.) \mathcal{O} 床 面 \mathcal{O} 合 計 が 万平方 メ ル 以 上二万五千平方 メ + · 四 万 九千 ル 未 満 円

 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 万 八 千

(六) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二万 五千 平 方 X ル 以 上 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

二十三万 五千 円

(2)は 第十三条第三項 建 築 物 \mathcal{O} エ ネ ル \mathcal{O} ギ 規定に 消 費 性 ょ 能 る場合 \mathcal{O} 向 上 に 関 す る 法 律第十二条第二項 又

 $\left(\longrightarrow \right)$ 床面 積 \mathcal{O} 合計 が三百平方 メ 1 ル 未満 \mathcal{O} £ \mathcal{O} 五. 千 五. 百

床 面 \mathcal{O} 合計 が三百平方 メ 1 ル 以上二千平 方 メ 未 満 \mathcal{O} ŧ

 (\equiv) \mathcal{O} 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二千平方 メ 1 ル 以 上五千平 方 メ 万 ・ル未満 五千 五. 百 \mathcal{O} £

 \mathcal{O} 四万 七千 円

(四) 床 面 \mathcal{O} 合 計 が 五. 千平方 メ 1 ル 以 上 _ 万平方 メ ル未満 \mathcal{O} ŧ

(<u>H</u>) 床 面 \mathcal{O} 合 計 が 万 平方 メ ル 以上二万五千平方 メ ル 未 満

万

四千

五.百

円

 \mathcal{O}

 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 九 万 兀

(六) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が二万五千平 方 メ \vdash ル 以上 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

+万 七 千 五. 百 円

に 第百二十号 定 別 8 表 都 る 建 市 築物 整 (2)備 及 部 U 0 \mathcal{O} 項 口 第 (2)て 並 は 百 び に 共 用 号 第 百二十二号 部 金 分 額 \mathcal{O} \mathcal{O} 床 面 1 積 1 (2)(2)を除 中 及 < び 合 口 口から (2) に 計 お \mathcal{O} (四) 11 下 て ま に 同 で 知 び 事 口 (2) が 別 を

同 三号金 用 号 \mathcal{O} \mathcal{O} 部 金 え、 分 額 \mathcal{O} で \mathcal{O} で、 項 \mathcal{O} 床 同 面 建 建築物 築物 百二十 積 (2)同 口 を除 $\left(\longrightarrow \right)$ 1 中 中 中 工 イ \neg لح ネ エネ 建 < \neg 合 建築物 築物 L ル て ル ギ $(\underline{})$ 中 ギ 次 工 か \mathcal{O} 消 ネ 6 エ \mathcal{O} 口 消 よう ネ 費 ル (四) 下 費 性 ル ギ ま 性能 に ギ 能 で \mathcal{O} 基 消 に 下 加 準 え 基 費 お 消 知 る。 準等 費性 等 性 事 11 能 を て が 又 を定め 能基準 基準 定 同 別 は める じ に 同 等 定 号 省令」 $\overline{}$ 等 を定 る \otimes 省令」 を定 る (3)8 を 建 及 め に る 築 加 び に 省 る 改 え、 物 口 め、 令 改 省 に 令_ め、 同 0 同 を 項 を 同 を 第百二十 て 加 \neg 1 は 口 え を 以 1 イ 外 同 共

1 定す され 又は 規定 建 る す た 同 場 法 建 る 築物 第三 合 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 工 +工 建 ネ 築物 ネ _ ル 条 ギ ル 第 ギ に 消 0 項 消 11 費 費 て 性 \mathcal{O} 性 能 変 能 更 当 \mathcal{O} 向 該 向 \mathcal{O} 認 上 建 上 定を 計 築 に 物 関 画 受 が す が け 同 記 る 法第三 載 法 たことを示 ž 律 第二十 れ +た 条第 同 条 す 九 第 条 -- 項 類 _ 項 が \mathcal{O} 認定 提 に 項 規

(1) 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 三百 平 方 メ ル 未 満 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 千 五. 百

円

- 床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 三 百 平 方 メ 1 ル 以 上二千平 方 メ ル 未 満 \mathcal{O} \mathcal{O}
- 万 五. 千 五. 百 円
- (3)床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が <u>二</u>千 平 方 X 1 ル 以 上 五. 千 平 方 メ ル 未 \mathcal{O} \mathcal{O}
- 兀 万 七 千 円

1

- (4)床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 五. 千 平 方 X ル 以 上 万 平 方 メ 七 万 ル 千 五. \mathcal{O} 百 Ł 円 \mathcal{O}
- (5)ŧ 床 \mathcal{O} 面 \mathcal{O} 合 計 が _ 万 平 方 メ \vdash ル 以 上二万五 千 平 方 メ 九 万 未 千 満 円 \mathcal{O}
- (6)床 面 積 \mathcal{O} 合 計 が 二万五 千 平 方 メ \vdash ル 以 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

万 七 千 五. 百 円

二条 埼 玉 県 手 数 料 条 例 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 正 する

せっ 請 に \mathcal{O} 手数料 改 取 に 剤 せ 表 取 保 者 V 覚 締 剤 健 同 項 覚 を 施 医 醒 せ 用 療 剤 「覚醒 機 部 原 百 を い 「 覚 号 関 剤 \mathcal{O} 醒 中 覚 剤 項 取 研 \mathcal{O} 施用 第 扱 剤 究者 醒 「覚 者 原 剤 を 九 料 指 せー 取 機 指 定 取 定申 締 関 覚 八 11-号 申 扱 剤 法 指 醒 請 者 取 定 剤 中 請 に 申請 手 締 施用 \mathcal{O} 手 数 法 覚 数 手数 料 に、 料」 機 せ・ を 覚 関 11-に改 料 せ \mathcal{O} 剤 「覚せ 「覚 を \sqsubseteq 取 1 締法」 剤研 醒 に に \otimes 覚醒 改 剤 VI め、 剤 取 究 同 剤 者 項 原 締 覚 を 研 第百 法 料 せ \mathcal{O} 同 究 取 _ 項 V 覚 者指定申 に 第 剤 扱 を 醒 ___ 号中 者 九 施 剤 指 覚 + 用 取 定申 醒 九 「 覚 請 号 せ 剤 関 法 手数料」 世 指 剤 定 原 剤

業者指 業者 請 剤 覚 者 造 者指 業 扱 原 \mathcal{O} 剤 同 せ 手 せ 剤 剤 覚 者 項第百 製造 原 醒 業者 取 者 研 者 醒 料 基 手 11 \mathcal{O} 11 定 料 締 究 づ 数 剤 定 剤 剤 \mathcal{O} 又 剤 研 法 \mathcal{O} 同 法」に 業 定 \sqsubseteq 項 者 究 く覚 申 原 を 醒 は 原 に 証 原 原 再 者 基 に 申 に、 料 者 出 覚 請 料 第百三号 覚 七 剤 「 覚 を せ 改 研 業 製 づ 号 請 製 _ 経 製 覚 せ 交 せ に 「覚 「覚 造業者 付 覚 者 造 造 \emptyset 醒 覚 醒 究 を 中 由 経 改 出 「覚せ VI V い 業者 業者 剤取 「覚せ 由手 経 醒 又 剤 醒 剤 剤 者 剤 せ 覚 手 業者指定申請経由手数料」 「覚 \aleph 醒 同 原 基 は 醒 中 原 施 由 剤 原 数 剤 剤 項第百六号 数 指 に 手 原 覚 せ、 \mathcal{O} 剤 料 料 締 製 料 料 づ 用 剤 11 同 11 に、 製造 法 定申 料 輸 \sqsubseteq 剤 造業者 覚 数 せ 11-取 研 機 項 原 剤 扱者 料 輸 剤 を 原 せ 究 覚 関 第 料 い 入 を 原料 者 業者 業者 に、 取 請 覚 醒 研 入 剤 に 料 11-百二号 「覚醒 業者 覚 改 輸 経 に 原 締 覚 剤 又 \mathcal{O} せ 剤 覚 \mathcal{O} 輸 中 法 め、 は 指 改 料 せ 由 取 V 施 せ 者 入業者指定 醒 \sqsubseteq 「 覚 出 覚醒 覚せ 締法」 \Diamond 製 覚 覚 剤 手 定 剤 用 指 11 剤 に 11 中 業者の」 造業 原料 同項第 覚 剤 醒 せ を せ 数 証 施 機 剤 覚 る 定 原 「 覚 醒 製 剤 料 再 用 関 研 申 剤 せ 11 \neg 11 料製造業者指 VI 究 者 造 原 剤 覚 剤 を 原 交付 機 請 剤 製造業者 い せー 覚 剤 業者 醒 を「覚醒 百五号中 申 原料 に 関、 料 料 剤 原 原 手 \mathcal{O} 「覚醒剤 せ 11-を 取 手数料 料 指 輸 料 請 研 剤 改 数 醒 い 剤 締法」 「覚醒 究者の 取 経由 輸 覚 覚 料 輸 定 輸 \emptyset 剤 入 剤製 取 業者 締法 せ 研究 出 せ 出 証 覚 \mathcal{O} 入 締 業 業者 剤 業者 手数 再 せ \sqsubseteq 取 1 を 究 同 V 「 覚 剤原 造 定 法 を に、 原料 締法」 者 交 $\overline{}$ 項 指 剤 者 剤 を 者 V 業者 申 「 覚 に、 料 覚醒 又は せー \mathcal{O} 第 定 研究 付 原 覚 又 剤 「覚 \mathcal{O} を 請 料 \sqsubseteq 経 原 輸 覚 料 は 11-百 証 醒 醒 指 経 「 覚 を に 再 者 醒 剤 覚 由 料 剤 覚 覚 出業者指定 剤 を 兀 醒 取 を 基 由 剤 出 定 交付 剤 醒 手 輸 原 せ せ 取 「覚醒 号 剤 扱 原 「覚醒 取締 業者 申 手 醒 締法」 剤 数 入 料 づ 中 施 覚 原 者 11 11 請 剤 手数 原 料 業 剤 剤 覚 用 せ 料 又 「覚 法 <u>,</u> 料 経 取 者 出 覚 剤 剤 せ 機 取 剤 原 は 11 由 料 料 申 を 原 原 せ 扱 者 原 製 剤 覚 せ 料 に、 VI に 手 法 料 剤 Ľ. 者 せ 造 者 製 製 原 11 VI 剤 業 覚 覚 輸 料 せ 又 造 剤 製 覚 又 定 11 醒 業 醒 は は 剤 入 取 改 い

附則

- 条 カゝ \mathcal{O} \mathcal{O} 例 日 6 部 又 别 \mathcal{O} は 行 を 表 条 改 医 す 例 薬 林 正 は 品 す 部 令 る \mathcal{O} 項 法 医 和 療 律 \mathcal{O} 機器 年 改 令 正 兀 等 規 和 月 元 \mathcal{O} 定 _ 年 品 は 日 法 質 公 カ 律 布 6 第 有 施 \mathcal{O} 六 効 行 日 十三号) 性 す カュ る。 及 6 び 安全 第二 た だ \mathcal{O} 条 性 施 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 確 定 保 日 等 は 条 \mathcal{O} に 中 1 ず 関 埼 \mathcal{O} す 条 玉 れ 県 例 る カュ 遅 法 手 \mathcal{O} 施 律 数 1 日
- 玉 手 数 \mathcal{O} 規 条 定 例 别 \mathcal{O} 施 表 農 行 林 \mathcal{O} 部 日 \mathcal{O} が 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 改 条 正 例 規 \mathcal{O} 定 施 を 行 除 \mathcal{O} 日 لح 以 同 下 日 同 لح な る لح 及 き び は 第二 条 条 \mathcal{O} 規

され、次いで第二条の規定によって改正されるものとする。定により改正される埼玉県手数料条例の規定は、第一条の規定によってまず改正